

印西市町内会等地区連絡会活動費補助金

- ・地区単位で行う事業（活動実績）に対する補助とする（各町内会等ではなく、連合会における「地区」を対象）。
- ・概算払いを可とする。
- ・申請時、地区の構成団体（町内会等）各会長の押印がある名簿（または、構成団体等が明記されている規約の写し）を添付

【補助額・補助対象経費】

- ・対象経費に対して、地区の構成団体数に単価（5,000円）を乗じた額を上限に交付を行う。
- ・対象外の経費に補助金を充当することはできない。

【対象外の経費】①会議等に係る飲食代（茶菓代を除く）②反省会・懇親会等の経費③人件費・賃金等④交際費・慶弔費等⑤役員報償等⑥他の補助を受けている団体への補助等⑦他の補助対象となる経費⑧政治・宗教活動に係る経費⑨その他（寄附金・募金等、収益事業に係る経費ほか）

※地区まつりの経費など、印西市町内会等活動費補助金で町内会等が補助を受けている事業への交付は行わない（⑦に該当）。地区まつりについては、各町内会等の負担金に補助金が充当されているため。

	例
対象	会議に係る資料コピー代、消耗品…会議費
	会議に係る茶菓代（1人当たり200円程度）…会議費
	連絡会主催による地区全体の美化活動の際のお茶代、消耗品…環境整備費
	勉強会での外部講師謝礼…講師謝礼
	地区連絡会所有の備品（テーブル・パソコン等）…備品購入費・修繕
	地区連絡会による防犯等の啓発物資の設置…防犯費または環境整備費
	地区全体でのイベント時に使用した自家用車のガソリン代…イベント経費（燃料代）
地区全体でのイベント時の保険料…イベント経費	

スケジュール

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
申請期限 12/1														
実績報告期限 3/31														
請求期限 4/15														
支払期限 5月上旬														